（様式２）

# 随　意　契　約　の　結　果　の　公　表

部（局）等名：　出納局

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 島根県コンビニエンスストア収納代行業務委託 | 令和8年4月1日 | 株式会社NTTデータ<br><br>東京都江東区豊洲三丁目３番３号 | ①基本手数料<br>15,000円/月<br>※払込単位ごと<br>②収納取扱手数料<br>78円/件 | 第167条の2第1項第2号 | 平成19年9月に実施した「島根県税に係るコンビニエンスストア収納代行業務提案競技」において、最も優秀な提案であると認められる事業者を委託先に決定した。これにより採用した事業者の運用案に合わせて県の基幹システムの仕様を整備し運用しており、他社ではこの仕様に対応するのが困難であるため。 | 一者随意契約のため該当なし | | 出納局会計課 | 単価契約<br>（予定総額）<br>13,875,609円<br>（税込） |
| 島根県窓口キャッシュレス決済端末運用保守業務委託 | 令和8年4月1日 | モバイルクリエイト株式会社<br><br>大分県大分市東大道二丁目５番６０号 | 3,669,600円 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、令和7年度に調達した「窓口キャッシュレス決済端末」の運用保守業務である。<br>当該端末は、端末の納入事業者であるモバイルクリエイト（株）が運用する「POS管理システム」により収納金管理を行う必要があるほか、指定納付受託者である同社が一括して各種キャッシュレス事業者との取扱契約を管理していることから、本件業務は同社以外に受託できる者はいないため、地方自治法施行令の規定により随意契約とする。 | | | 出納局会計課 | |

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 島根県窓口キャッシュレス決済端末の使用に伴う各種クレジット等決済手数料 | 令和8年4月1日 | モバイルクリエイト株式会社<br><br>大分県大分市東大道二丁目5番60号 | 窓口キャッシュレス決済端末による収納額に、下記区分ごとの手数料率を乗じた額<br>①クレジットカード<br>(Visa,Mastercard)<br>1.50%<br>②クレジットカード<br>(JCB,American Express,DinersClub)<br>3.00%<br>③電子マネー(交通系IC)<br>1.90%<br>④電子マネー(iD)<br>1.90%<br>⑤電子マネー(WAON)<br>2.30%<br>⑥電子マネー(nanaco)<br>2.30%<br>⑦電子マネー(楽天Edy)<br>2.30%<br>⑧電子マネー(QUICPay)<br>3.00%<br>⑨QRコード(PayPay)<br>3.00%<br>⑩QRコード(d払い)<br>3.30%<br>⑪QRコード(au PAY)<br>2.85%<br>⑫QRコード(メルペイ)<br>2.30%<br>⑬QRコード(楽天ペイ)<br>3.20%<br>⑭QRコード(ゆうちょPay)<br>1.90%<br>⑮QRコード(Alipay+)<br>1.90%<br>⑯QRコード(WechatPay)<br>1.90%<br>※①～⑧は消費税及び地方消費税相当額を含む。⑨～⑯は消費税及び地方消費税相当額を除く。 | 第167条の2第1項第2号 | 本業務は、令和7年度に調達した「窓口キャッシュレス決済端末」の使用に伴い生じる各種決済手数料の支出である。<br>端末の納入事業者であるモバイルクリエイト（株）は指定納付受託者としての指定（指定日：令和8年4月1日）に伴い、当県が指定する各種手数料の収納事務を行うため、当社以外に対応できない。 | 一者随意契約のため<br>該当なし | | 出納局会計課 | 単価契約<br>（予定総額）<br>8,018,000円<br>（税込） |

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 島根県財務会計の電子計算機処理に係るOCR処理業務等の委託 | 令和8年4月1日 | 株式会社　山陰合同銀行<br><br>松江市魚町10番地 | OCR関係証票の処理業務<br>18円/枚<br><br>財務データの作成業務<br>150,000円/月 | 第167条の2第1項2号 | 島根県指定金融機関等事務取扱要領第33条の規定により県公金の収納データは指定金融機関が作成することとなっており、(株)山陰合同銀行以外の者に本業務を委託することはできないため。 | 一者随意契約のため該当なし | | 出納局会計課 | 単価契約<br>（予定総額）<br>8,067,491円<br>（税込） |
| 島根県公金に係る電子収納情報中継業務委託 | 令和8年4月1日 | 株式会社NTTデータ<br><br>東京都江東区豊洲三丁目3番3号 | 月額料金<br>基本料金<br>125,000円<br>自動車OSS連携料金（県警）<br>40,000円<br>情報リンクサービス基本料金<br>50,000円<br>コンビニ連携機能利用料<br>10,000円<br>収納情報<br>15円/件<br>コンビニ収納従量料金<br>2円/件 | 第167条の2第1項2号 | 島根県公金に係る電子収納情報中継等業務提案競技において、本契約先が提案に係る機能及び利用料金を主要項目とする評価においてもっとも優秀な提案であると認め、各種導入試験を経て本県の財務システムとの連携を図ったものであり、当該事業者のみが業務を行うことができる。 | | | 出納局会計課 | 単価契約<br>（予定総額）<br>4,720,980円<br>（税込） |
| 島根県第2期財務会計システムの変更等に関する業務委託 | 令和8年4月1日 | Fしまね財務会計システム共同企業体<br>（代表者）<br>富士通Japan株式会社<br><br>松江市学園南二丁目10番14号 | 18,700,000円 | 第167条の2第1項2号 | 島根県第2期財務会計システムは、Fしまね財務会計システム共同企業体が開発、運用・保守を行っており、他者ではこの委託業務を遂行することが困難であるため。 | | | 出納局会計課 | |

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 島根県債権管理回収業務委託（貸付金） | 令和8年4月1日 | 弁護士法人　一番町綜合法律事務所<br><br>東京都千代田区紀尾井町3番12号　紀尾井町ビル | 【契約単価】<br>・回収業務<br>回収額の25% | 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 | 企画提案に係る島根県債権管理回収業務委託事業選定委員会において、弁護士法人 一番町綜合法律事務所が契約予定者として選定され、本委託業務の実施方法、実施体制及び業務遂行の継続性を考慮すれば、本業務委託先は同弁護士法人しかない。 | 一者随意契約のため<br>該当なし | | 出納局会計課 | 単価契約<br>（予定総額）<br>4,097,000円<br>（税込） |
| 金融機関経営状況調査顧問業務 | 令和8年4月1日 | 有限責任監査法人トーマツ<br><br>東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング | 3,740,000 | 167条の2<br>第1項第2号 | 当該監査法人は経営状況調査等を通じ調査対象金融機関のデータを多年にわたり蓄積しているため、経営状況の変化や金融機関としての存続性の評価に関し信頼性が高いこと、及び他の監査法人が新たに分析業務に取り組む場合に比べて経費が少なくてすむため。 | | | 出納局審査指導課 | |

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額 | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 契約相手先以外の見積書徴取先及び見積金額 | | 所管部課（地方機関）の名称 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 名称 | 金額 | | |
| 島根県窓口キャッシュレス端末追加業務委託 | 令和8年7月7日 | モバイルクリエイト株式会社<br><br>大分県大分市東大道二丁目5番60号 | 5,329,500円 | 第167条の2第1項第2号 | 当該事業者は令和7年度に調達した「島根県窓口キャッシュレス決済導入業務」の受注者であり「指定納付受託者」に指定している。<br>収納金は同社が運用する「POS管理システム（MyFiPS）」での管理が必要。<br>本件追加調達するキャッシュレス端末は当該POS管理システムで一括管理する必要があるため、受注できる事業者は当該事業者しかない。 | 一者随意契約のため該当なし | | 出納局会計課 | |
| 島根県第2期財務会計システムにおけるeL-QR関連及び納付書一括印刷対応委託業務 | R8年7月17日 | Fしまね財務会計システム共同企業体（代表者）<br>富士通Japan株式会社<br><br>島根県松江市学園南二丁目10番14号 | 30,709,800円 | 第167条の2第1項第2号 | 同システムは、稼働開始以降の運用を今回の契約相手先に委託、追加改修も同様に委託中。<br>今回の業務も関連であり、他事業者へ委託した場合、契約済の上記改修内容との調整、追加費用がかかるなど、支障を生ずるおそれがあるため。 | | | 出納局会計課 | |